

法令改正のお知らせ

平成22年4月21日
事務支援室支援用資料



4/1から勤務時間が短くなりました

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等が改正され、平成22年4月1日より、1日の勤務時間が「8時間」から「7時間45分」に短縮され、サービスの取扱いが変わりました。主な改正点をお知らせいたします。

【通常の職員の勤務時間】

- ・ 1日の勤務時間 7時間45分 (旧：8時間) ※臨時職員や再任用フルタイム職員も同様。
- ・ 1週間の勤務時間 38時間45分 (旧：40時間)

【休憩時間】

- ・ 45分（現行どおり）。ただし、1日の勤務時間が7時間45分を超える場合は1時間。
(旧：8時間を超える場合)

【週休日の振替】

- ・ 週休日に勤務を命ずる場合の勤務の割振り変更の単位は、1日又は4時間。
(旧：1日又は半日)。
- ・ 1日の勤務時間が7時間45分になることに伴い、週休日に行った2回の4時間の勤務を合わせて1日の週休日に振替えることはできなくなりました。
※土曜日4時間の勤務＋日曜日4時間の勤務≠1日の週休日（7時間45分）
- ・ 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合の職員への通知については、変更ありません。(H14.3.5付青教義第1094号通知による)

【家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除】（通称「看護義務免」）

- ・ 時間単位で取得した義務免を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とします。
※看護義務免は、毎年1/1から12/31までの間に3日取得でき、取得単位は年休と同じです。

【私事旅行届】

- ・ 「教育長又は校長への届出が必要な日数」は「5日以上」。(旧：3日以上)

【校長に関する年次休暇等】

- ・ 「校長が決裁できる日数」は「4日以内のもの」 (旧：2日以内のもの)
- ・ 「教育長が決裁する日数」は「4日を超えるもの」 (旧：2日を超えるもの)

【教育長への出張届】

- ・ 教育長へ届出が必要なのは、「校長の県外出張又は5日以上にわたる出張及び所属職員の7日以上にわたる出張」。(旧：3日以上)



【年次休暇と、特別休暇の配偶者出産休暇・育児参加休暇・子の看護休暇】

- ・「取得単位」は、「1日、半日又は1時間」で、変更ありません。
1日の勤務時間が「分」単位となることに伴い、年次休暇の残日数にも「分」が生じますが、残日数のすべてを使用する場合に限り、「分」の部分も使用できます。
- ・時間単位で取得した年次休暇等を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とします。
- ・半日単位で取得できるのは、1回のみの休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が1時間以内で、休憩時間前後のいずれか一方の勤務時間のすべてを勤務しない場合です。休憩時間が勤務時間の途中で複数回置かれている場合には、今までどおり時間単位として取扱います。長期休業中等に休憩時間を変更し半日単位で取得可能となる場合は、勤務割表に注記する等、書類による明記が必要です。

【年次休暇簿の記入方法】

勤務時間の短縮に伴い、「年次休暇簿」の様式も変更されましたが、22年分については「分」を加筆してそのまま使用します。「残日数・時間」欄は「分」計算がややこしいため、慣れるまで当面、鉛筆書きでお願いします。後で点検した際に清書します。

記入例

※勤務割りは学校毎に異なるので自校分をご確認ください。

〈通常の勤務割り〉
 8:00～13:00 勤務
 13:00～13:30 休憩
 13:30～15:45 勤務
 15:45～16:00 休憩
 16:00～16:30 勤務

〈長期休業中の勤務割り〉
 8:00～12:00 勤務①（4時間）
 12:00～12:45 休憩（45分）
 12:45～16:30 勤務②（3時間45分）
 ※ ①②の差が1時間以内＝半休扱い可

この欄は当面、鉛筆書き

※	期 間	※ 残日数 ・時間	※ 本人印	※ 申 出 月 日	備 考
〔例1〕1日単位で 休む場合	4月 5日 時 分から 月 日 時 分まで	1日 39日 時間 時間分		4月 1日	
	〔例2〕時間単位で 休む場合	4月 7日 8時00分から 月 日 13時00分まで	5時間 38日 2時間 45分		1日を7時間45分に 換算して算出
〔例3〕時休に1時間 未満の端数がある場合	4月 21日 13時30分から 月 日 15時45分まで	3時間 37日 7時間 30分			2時15分→3時間 端数は切り上げ
〔例4〕休憩時間を はさんで 休む場合	5月 25日 14時15分から 月 日 16時30分まで	2時間 37日 5時間 30分			休憩時間は取得時間から 除く(2時間15分-15分) 憩15分 余く
	6月 10日 10時30分から 月 日 14時00分まで	3時間 37日 2時間 30分			休憩時間が含まれる 場合は、必ず記入 憩30分 を除く
〔例5〕長期休業中 の午後に 休む場合 ※①半休でも、 ②時休でも、 どちらでもよい	① 8月 5日 時 分から 月 日 時 分まで	0.5日 36.5日 2時間 30分		8月 1日	午後
	② 8月 5日 12時45分から 月 日 16時30分まで	4時間 36日 6時間 15分		8月 1日	
	休憩時間から引き続き休む場合は、 休憩時間を外した時間で記入				